

「提言型政策仕分け」 提言を受けた各府省の取組概要

担当府省名	厚生労働省				
番号/テーマ	B5-3	社会保障: 後発医薬品の使用促進など薬の有効な使用策			
提言	<p>①先発品の薬価は後発医薬品(ジェネリック)の薬価を目指して大幅に引き下げ、医療費の支出と国民の負担を最小限にすべき。あわせて、先発品薬価と後発品薬価の差額の一部を自己負担とすることについて検討すべき。加えて、医師・薬剤師から主な先発品・後発品のリストを患者に提示する義務を課すことについても検討すべき。</p> <p>②後発医薬品の推進のロードマップを作成し、行政刷新会議に報告すること。</p> <p>③ビタミン剤など市販品類似薬については、自己負担割合の引き上げを試行するべき。さらに、一部医療保険の対象から外すことについても検討すること。</p>				
個別項目	検討状況		実施スケジュール	既に実施済/達成した事項	詳細資料
	検討方法	検討の方向性			
①先発品の薬価の引下げ、先発品薬価と後発品薬価の差額の一部の自己負担検討、医師・薬剤師からの主な先発品・後発品のリストの患者への提示義務化	<p>○個別の診療報酬項目に関する点数設定・算定条件等については、中央社会保険医療協議会において議論。 【中医協の概要】 会長: 森田朗 構成員: 診療側委員、支払側委員、公益委員の三者構成 開催頻度: 週1~2回(公開) 設置根拠: 社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第1条第1項</p>	<p>○平成24年度診療報酬改定では、以下の取組を行う予定。 ・後発医薬品のある先発医薬品(いわゆる「長期収載品」)等の薬価を、追加で引き下げ。(長期収載品の薬価のあり方について平成24年度に検討を開始) ・保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供。 ・処方せん様式の変更(個別の医薬品について、後発医薬品への変更不可か記載を求める。) ・一般名処方の推進</p>	<p>○平成24年1月18日 厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会に対して診療報酬点数の改定案の調査・審議を諮問 ○平成24年2月10日 厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申 ○平成24年3月上旬~ 診療報酬改定に係る告示・通知の発出</p>		<p>○後発医薬品の使用促進のための環境整備の骨子 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001y94k-att/2r9852000001yoqf.pdf</p> <p>中央社会保険医療協議会(資料、議事録等) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html#shingi8</p>
②後発医薬品推進のロードマップの作成	<p>○後発医薬品の総合的な使用推進のための新たなロードマップを平成24年度中に作成予定。</p>	<p>○後発医薬品の使用促進は、行政はもとより、医薬品業界、保険者、医療関係者など国全体で取り組むべき課題であることから、ロードマップ策定にあたっては、各関係者からの意見聴取が必要。</p>	<p>○平成24年度中に、現在実施中の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年度~平成24年度)を引き継ぐかたちで、新たなロードマップを策定</p>		
③ビタミンなど市販品類似薬の自己負担引上げの試行、一部医療保険適用対象外の検討	<p>○個別の診療報酬項目に関する点数設定・算定条件等については、中央社会保険医療協議会において議論。</p>	<p>○平成24年度診療報酬改定において、ビタミン剤の医療保険制度上の取扱いについて、治療のために真に必要な場合を除き、単なる栄養補給目的での使用については保険上の算定から除外。</p>	<p>○平成24年1月18日 厚生労働大臣から中央社会保険医療協議会に対して診療報酬点数の改定案の調査・審議を諮問 ○平成24年2月10日 厚生労働大臣に対し、診療報酬点数の改定案を答申 ○平成24年3月上旬~ 診療報酬改定に係る告示・通知の発出</p>		<p>中央社会保険医療協議会(資料、議事録等) http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html#shingi8</p>